

こども食堂、食品提供団体との合意書

食品の譲渡に関する合意書

公共冷蔵庫運営団体（以下「甲」という。）とこども食堂、食品提供団体（以下「乙」という。）は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

1 食品の譲渡

甲は、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者（以下「食品提供事業者」という。）から提供された食品（以下「提供食品」という。）については、公共冷蔵庫を通じて、乙に対しこれを譲渡するものとする。食品は、フードドライブ品とて、乙の責任で扱うものとする。

2 提供食品の品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限内であることを含む。）する食品を乙に譲渡するものとする。品質については、乙が検品し、受け取るものとする。

3 受取先における提供食品の保存の方法及び消費期限の厳守

乙は、提供食品の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限を厳守するものとする。

4 受取先における提供食品の転売等の禁止

乙は、甲の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。食品を個人へ配布する際には、転売してはいけない食品であることを周知徹底する

5 受取先における提供食品の取扱いに関する情報

乙は、受け取った食品は、公共冷蔵庫管理システムに、出庫登録するものとする。

6 責任の所在

（１）譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲及び食品提供事業者において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理すること。

(2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供事業者の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

7 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品について事故等が発生した際には、食品提供事業者ではなく、まず甲に連絡するものとする。

8 受取先における提供食品の情報の取扱い

提供食品の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、甲に確認を行い、甲を通じて食品提供事業者からの指示に従うものとする。

9 提供食品の受取先の範囲

乙は、甲より受け取った提供食品を、適正な管理の上で流通させ、要支援者（児童扶養手当受給者、就学援助受給者、こども食堂、ホームレス他、生活困窮と認められる者、コミュニティフリッジ運営団体、フードパントリー運営団体、児童養護施設、身障者共同生活センターや作業所、母子緊急生活支援を行うシェルターや施設、ホームレスへの緊急支援を行うシェルターや炊き出しをする団体、老人介護施設、ダルク、社会福祉協議会、知的障害者施設、子ども家庭支援センターなどの団体や生活保護申請中の待機家庭、DV相談者や養護施設を出た後の青年達、こども支援団体）等に、団体を通じて、又は、直接個人に対して食品を無償で譲渡するものとする。一部、食品ロス削減の啓蒙活動としてのフードリカバリーギフトとしても活用する。

10 管理体制

乙は、消費者庁食品寄付ガイドラインの「法令事項」を満たすことを前提とし、「必要事項」を満たすことを目標として食品寄附に積極的に取り組み、その上で、可能な限り推奨事項を満たしていく必要がある。本食品提供は、ガイドライン内の、フードドライブ品として扱い、保険に加入すること。

11 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意

思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

申し込みフォームの、チェックボックスにチェックを入れることで、本合意の証とする。

以上